

国立大学法人東京外国語大学における研究活動に関わる不正行為の防止に関する基本方針

2022年1月25日
最高管理責任者決定

本学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2007年2月15日制定、2021年2月1日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014年8月26日制定）に基づき、本学における研究活動に関わる不正行為防止に関する基本方針を以下のとおり定める。

1. 不正防止対策に当たって、教職員等の取るべき行動を明確にする。
2. 不正防止対策に当たって、不正防止対策の実施責任の所在を明確にする。
3. 不正防止対策に当たって、競争的研究費等の運営及び管理並びにそれらに必要となるルールに関する教職員等への啓発活動及びコンプライアンス教育の実施体制を示す。
4. 不正防止対策に当たって、研究倫理に関する事項についての教職員等への啓発活動及び研究倫理教育の実施体制を示す。
5. 不正防止対策の実態を把握し、検証する体制を示す。
6. 研究不正行為が判明した場合に、当該者に厳正な処分を行うと共に、不正行為を行った要因を把握し、再発防止へ向けた対策を講じるための具体的行動を明確にする。